

令和2年3月27日

三鷹市議会議長 石井良司様

厚生委員長 宍戸治重

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和2年2月13日
- (2) 令和2年3月6日
- (3) 令和2年3月27日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第4号 三鷹市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査会を置くことができることとするとともに、災害援護資金の償還金について、貸付けを受けた者等に収入等の状況について報告等を求めることができるとするほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律の改正趣旨について
- ・ 災害弔慰金等支給審査会の委員構成及び委員報酬に係る考え方について
- ・ 災害援護資金の貸し付け及び償還免除等の要件に係る考え方について
- ・ 災害援護資金の償還に係る調査・報告のあり方について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし等
- ・三鷹市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第4号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第6号 三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例

この議案は、介護保険法の一部改正による低所得者の保険料の軽減強化について、消費税率引上げに伴い更に軽減措置を拡充し、令和2年度における保険料の額を改めるため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・本条例改正に伴う本市財政への影響と財源措置のあり方について
- ・所得段階第1段階及び第2段階の軽減割合の設定根拠について
- ・所得段階第3段階の介護保険料を据え置くこととした考え方について
- ・介護保険料の軽減措置の拡充に向けた取り組みの方向性について
- ・保険者及び被保険者の負担軽減に向けた国・都への要望について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例のあらまし
- ・三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例の新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 伊沢けい子委員（いのちが大事）

介護保険の第1号被保険者のうち、所得段階第1段階の人は7,810人、第2段

階の人は2,569人、合計約1万人、約24%の人が介護保険料の減額になる。しかし、消費税10%への引き上げに伴う介護保険料の軽減措置としながらも、その財源は、国2分の1、東京都4分の1、三鷹市4分の1と市にも財源負担を求めてきている。消費税は社会保障に充てると政府は説明しているが、幼児教育・保育の無償化についても自治体に財政負担を求めるなど、説明と大きく食い違って、矛盾している。消費税増税に伴う軽減措置と言いながら、自治体に負担を求める国の姿勢に納得できないことから、本条例に反対する。

〔賛成討論〕

(1) 前田まい委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

消費税引き上げに伴う影響を鑑み、低所得者への軽減が図られるものであるが、第3段階については、既に国が示す基準割合を下回っていることを理由に軽減強化を実施しないとしている。第1段階、第2段階と同様に、第3段階にも消費税増税の影響は及んでいる。また、介護保険料も計画年度ごとに高くなっている。

第3段階以上も含めて、介護保険料の軽減を図ることを求めて、本議案に賛成する。

以上の討論の後、議案第6号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第5号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この議案は、課税限度額、所得割額の算定割合及び均等割額を改めるとともに、低所得者世帯に対する均等割額の軽減判定の所得基準額を引き上げるため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・一般会計からの法定外繰入金の今後の見通しについて
- ・国民健康保険事業費納付金と標準保険料率の算定方法について
- ・保険者努力支援制度の予防・健康インセンティブと都独自の財政支援による財源効果について
- ・子どもに係る均等割額軽減に向けた取り組みについて
- ・国民健康保険税の滞納状況と納付相談体制及び無保険者の把握について
- ・被保険者数の減少と1人当たりの医療費の増嵩に係る分析について
- ・保険者及び被保険者の負担軽減に向けた国・都への要望について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市国民健康保険条例改正のあらまし
- ・三鷹市国民健康保険条例新旧対照表（抜粋版）
- ・三鷹市国民健康保険運営協議会 諮問書
- ・三鷹市国民健康保険運営協議会 答申書
- ・三鷹市国民健康保険税改定案の内容及び影響額 1
- ・三鷹市国民健康保険税改定案の内容及び影響額 2
- ・三鷹市国民健康保険税年税額比較表
- ・法定軽減（5割、2割）の拡充について
- ・国民健康保険加入者と医療費等の推移
- ・国民健康保険税改定の推移
- ・課税限度額の推移
- ・国民健康保険税率（2方式自治体）比較
- ・令和2年度の国保事業費納付金及び区市町村標準保険料率の算定について（1月本算定）
- ・財政運営の都道府県化に伴う国保事業費納付金等の推移

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 前田まい委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

市における保険加入者の所得水準が平均より高いという事情などにより、市が基礎自治体として厳しい国保財政運営に直面していることは認識している。また、特定健診や特定保健指導など、医療費の適正化を図る積極的な取り組みや都が示す保険料率よりも下げている点、法定外繰り入れの努力など、保険税の引き上げを抑制する努力を行っていることも理解している。

国民健康保険法第1条には、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とある。しかし、低所得者層や高齢者が加入者の多くを占め、他の保険よりも1人当たりの保険料負担率が高く、1.4倍から1.7倍の高い保険税を課せられるという国保の構造的な問題が解消されないまま、加入している健康保険の違いで、国保加入者にだけ重い税負担を強いられていることは到底認められない。高過ぎる国保税の軽減を図

り、他の健康保険との格差を解消することこそ求められている。

そもそも国保税が高すぎるから一般会計からの法定外繰り入れを実施せざるをえないという制度矛盾や国・都からの赤字削減計画が問題なのであって、被用者保険加入者との負担の公平性の観点から理解を得られないという指摘は当たらないと思う。推計で市民のおよそ8割が一度は国保に加入するということに鑑みれば、国保値上げは遅かれ早かれ多くの市民に影響を及ぼす問題であることを強調したいと思う。

また、所得のない子どもにまでひとしく課せられる均等割が、国保の重い負担の大きな要因ともなっている。子どもに係る均等割軽減は、低所得者層対策としてだけでなく、子育て支援策としても重要な役割を果たすものである。日本共産党都議団が「子どもの均等割ゼロ円条例」を提案中であるほか、来年度には武蔵野市が実施し、都内で均等割軽減を実施する自治体は6市となり、子どもの均等割軽減を目指す動きは広がりを見せている。

市は、被用者保険との格差を認識しているのであれば、財政の健全化の立場から保険料改定の議論を出発させるのではなく、国民健康保険法第1条の趣旨に立ち返って、国保税の引き上げを行わないことを決断すべきである。国に働きかけを行うだけにとどまらず、市独自に子どもに係る均等割軽減を実施すること、先般の「国民健康保険税の負担軽減を求める請願について」の趣旨にあるような国保加入者の声を反映した財政運営を図ることを求めて、本議案に反対する。

(2) 伊沢けい子委員（いのちが大事）

三鷹市の国民健康保険税の加入世帯のうち、年収100万円以下の世帯は1万3,900世帯あり、その中で無収入の世帯は7,200世帯、年収100万円以上300万円以下の世帯も8,800世帯ある。また、国保にも入れず、保険証を持たない若者もふえており、三鷹市ではその人数など、把握していないとの答弁であったが、無保険者も社会問題化していることは事実である。国保税を上げれば、さらに無保険者がふえることは間違いない。

昨年12月には、国民健康保険税の負担軽減を求める請願も市議会に提出され、その中で、「国保の被保険者は所得のない方や低所得の方々が多数おられます。現状の課税額でも極めて厳しいのが暮らしの実態です。そこへ大幅値上げ課税となれば、余りに苛酷で、最低限の暮らしさえ、危うくなります。どうか大幅な値上げはやめてください」、「18歳までの、子どもへの課税はやめてください」との痛切な訴えがあった。昨年10月の消費税10%への引き上げによって、2019年10月から12月期の国内総生産は年率6.3%減、個人消費2.9%減と発表され、2014年の消費税8%への引き上げ以来の下げ幅となっている。ことしに入ってから新型コロナウイルスによる経済的影響も非常に大きいことが見込まれる。国民健康保険税は、高齢者、無収入の人、非正規労働者、フリーランス、自営業者など、社

会的弱者の割合が大きい保険制度であることを考えれば、消費税増税などの影響をもろに受ける世帯が多い。こうした中で、今回の条例の中で、1、課税限度額の引き上げ、2、所得割額の算定割合の引き上げ、3、均等割額の引き上げによって被保険者の負担をふやしたことは、市民生活に大きな影響が出ることが予測される。三鷹市が基礎自治体として、市民の生命を守る立場から国民健康保険税の増税をしないで踏みとどまる選択をなぜしないのか。この時期であればこそ増税を行うべきではないことを強く申し上げ、本条例に反対する。

以上の討論の後、議案第5号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 元請願第5号 国民健康保険税の負担軽減を求める請願について

三鷹市所在
三鷹社会保障推進協議会
会長 三瓶 和義 ほか 1,771人 提出

委員会は本件審査に当たり、市側の説明及び請願者からの補足説明を聞きました。

また、委員会は請願者より

- ・月刊民商2020年2月号（抜粋）
- ・平成30年度国保制度改善強化全国大会（抜粋）

の資料の提出を受け、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 岩見大三委員（三鷹民主緑風会）

このたび、請願者が提出された資料の平成30年度国保制度改善強化全国大会の宣言に「中高年齢者が多く加入し医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料（税）の負担率が高いという構造的な問題を抱えている」とある。この指摘のとおりであり、国は特に財政的支援に対し、現状に即した対応と抜本的な対策が必要と考える。一方、三鷹市は一般会計からの多額の法定外繰り入れを行う中で、財政バランスを考慮しながら対策を行っている。

子ども、低所得者に対する負担軽減は必要と考えるが、現時点におけるさらなる市の財政負担は厳しいものであることから、市から強く財政支援を国に求めることを要望し、今回の請願の趣旨を鑑み、やむなく反対とする。

以上の討論の後、元請願第5号について採決いたしました結果、本件については、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

5 所管事務の調査について 健康、福祉施策の充実に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。